社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会 古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告(案)に関する パブリックコメントの概要及びこれに対する対応等について

■ 実施期間:平成18年6月7日(水)~6月20日(火)

■ 告知方法:国土交通省HP等に掲載

■ 意見提出方法:電子メール、FAX、郵送

■ 意見提出件数:44通(個人12通、団体・企業等14通、地方公共団体等18通)

1. 頂いたご意見の内容について

小委員会報告(案)に関して頂いたご意見等を内容で区分すると、以下の通りでした。

パブリックコメント ご意見数 総計 44 通

うち (1) 小委員会報告(案) の内容の修正に関わるご意見

14件

(2) 小委員会報告(案) 全般に対する感想や 今後の施策展開に関するご意見・ご提言

98件

※上記(1)(2)の分類は、頂いたご意見を内容で区分し、件数としてカウントしております。 このため、各々の件数の総計は頂いたご意見数と一致しておりません。

2. 「小委員会報告(案)の内容の修正に関わるご意見」に対する見解・対応等について

※ 報告(案)に関して頂いたご意見について、報告書の具体的な記述に関わるものについて、「ご意見の概要」として整理を行っております。

はじめに		
見解・対応等		
1. 全国の歴史的な風土の保存の必要性		
(1)古都保存行政の理念と意義		
(2) 国民共有の資産である全国の歴史的な風土		
(3)歴史的な風土の保存・継承におけるまちづくりの役割の重要性		

○地方では文化財保護等の考え方と産業振興との関わりにおいて相当深刻な事情を抱えている。いわゆる「権利と義務」という考え方への切り込みを付加すべき。産業振興、商店街振興等の名の下に一切を飲み込まれてしまう危険性を感じる。また、人口減少社会を迎え、様々な行政サービスの見直しも迫られる今後において、人任せでなく、住民自身が地域資産を守り継承していく理念も明記すべき。	【一部修正】 ○ご趣旨を踏まえ、3 (3) において加筆修正いたしました。		
2. 歴史的な風土をめぐる状況と課題			
主な御意見	見解・対応等		
(1)歴史的風土の保存をめぐる時代要請と対象範囲の広がり			
(特段のご意見なし)			
(2) 歴史的な風土に対する住民等の価値意識			
○住民等と括るだけでなく、企業や行政も含めた表現を入れてほしい。	【一部修正】 ○ご趣旨を踏まえ、記述を修正いたしました。		
(3) 歴史的な風土の維持管理の困難性			
○単に財政的負担によるものだけでなく、ライフスタイルの変化により当時の生活様式と現代の生活様式との違いを改善するため保存を断念する事例もある。様々な製品の各種メーカーなどが技術向上や新開発製品などに積極的に取組む必要があり、国として政策的な補助、指導が必要であるとともに、いかにスタンダード化できるかが重要。	【一部修正】 ○ご趣旨を踏まえ、2(2)及び3(2)について記述を修正いたしました。		

3. 古都保存行政の理念の全国展開に向けて

主 な 御 意 見

見解・対応等

(1) 歴史的な風土の保存・活用を軸としたまちづくりへの展開

○「保存・活用」を「保存・活用・復興」とできないか。残っているものを活用しつつ、かつての美しかった日本の町並みを復興させようという意欲のある地域住民や自治体に夢を与えるような、未来志向を感じさせるものとしてほしい。

○市民の日常生活を通じて保存活用が図られるべき歴史的な風土については「都市マス等への位置づけと市民への周知」「都市計画法に基づく土地利用規制」といった従来の都市行政手法の踏襲は不適切ではないか。実際にそれらの資源を支えている都市住民間で、それらの資源を大切にし、活かしたまちづくりを日常的に進めていく必要性について合意し、また実践するためのプロセスと制度的支援の確立こそが重要ではないか。

- ○都市計画手法に加え、まちづくり交付金等の補助メニューの活用について 言及してはどうか。
- ○地方自治体から見れば、2 (3)で捉えられる状況や課題は極めて重要かっ大きなもの。もっと踏み込んだ方向性を明示した方がよいのでは。「国として保存・継承する方策を、法制面、事業面、税制面から検討すべき」という表現では抽象的ではないか。
- ○目指していること(古都法の対象地域の拡大と思われる)をもっとはっき り伝えたほうがよい。

【原文を維持】

○現在残る歴史的な風土に加え、歴史的・文化的資産の復元・整備の視点が 重要とのご趣旨については、3(3)において記述しております。このため、 当該部分は原案を維持したいと考えます。

【一部修正】

○当該記述は、まちづくりに関わる関連法制度や事業が歴史的な風土の保存・活用を軸として積極的・有機的に活用されるよう発想を転換し、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープランにしっかりと歴史的な風土を活かしたまちづくりの方針を位置づけ・周知した上で、各種制度を一体的に適用する必要性を提言しているものです。一方、市民の日常生活を通じて保存・活用が図られるべき歴史的な風土の中には、いわゆる土地利用規制的な手法では対応困難なものがあることはご指摘の通りです。このため、3(3)において、ご趣旨を踏まえ、記述の追加を行いました。

【一部修正】

○ご指摘の通り、歴史的な風土の保存・活用に有効な各種の補助事業制度が 各地で活用されているところです。ご趣旨を踏まえ、記述を修正いたしまし た。

【原文を維持】

○本報告では、全国の歴史的な風土を次世代に継承すべき国民共有の資産と考え、幅広い視点に立った総合的なまちづくりの中で保存・継承する必要があること、そのため、まちづくりに関わる現行の関連法制度や事業が歴史的な風土の保存・活用を軸として積極的・有機的に活用されるよう発想を転換して施策を講じる必要があることについて提言しています。また、歴史的な風土は日常生活の場であり、地域自らでは当該価値が認識されにくい状況にあることや、国家的観点から保存・継承すべき歴史的な風土は、地方公共

○国民の教育的水準が十分に高いわが国では、地域の住民が保存に熱心ではない歴史的な風土は、そもそも保全の必要性はあまり高くないのではないか。住民や地域が保存を必要だと思っている歴史的な風土の保存を国が手伝っていくという方向性がでるように表現振りの工夫が必要ではないか。

団体任せにせず、国として保存・継承する方策を、法制面、事業面、税制面から検討すべき必要性を提言したものです。

したがって、歴史的な風土の保存には地域の熱意が不可欠であることは論を待ちませんが、当該風土の価値によっては、国が積極的に関わるべき必要性があること考えます。

なお、具体化に向けた制度の詳細については、本報告を踏まえ、政府において検討されるものと考えます。

(2) 歴史的な風土の保存・活用と生活との共存

○持続可能な住民生活の前提として、「環境」「産業」「福祉」など、生活を 支える各関係省庁や機関との横の連携体制・システムについても触れておく べき。

○関係省庁との連携、政党や経済団体との連動は。古都に限らず、伝統産業 が産業観光と連動することで伝統産業も採算が取れることになり、ひいては 日本全体の魅力が増すことになると考える。

【一部修正】

○ご指摘を踏まえ、「環境」「産業」「福祉」など生活を支える各種施策との 連携について記述を追加いたしました。

(3) 多様な主体による歴史的な風土の保存・活用の条件整備

○法の活用や取り組みは運用面で効果が大きく左右される。まだまだ協働意識の低い行政職員や市民・企業が多い中で、特に意識の啓発と、人づくりにしっかり投資する仕組みを具体的に示してほしい。

○従来の古都保存法にある「土地買入れ」だけでは時系列的には点的な対応 に過ぎず、持続可能(線的)な維持管理が必要不可欠。このため、「地域内・ 外を意識した歴史的風土を保存・活用していくための循環・還元システムの 構築を促進・支援すること」が盛り込まれるべき。

○歴史的風土の保存施策を進めるにあたっては、専門家の活用が必要。

【一部修正】

〇ご趣旨を踏まえ、2(2)及び3(3)について記述を修正いたしました。

【一部修正】

○ご趣旨をふまえ、3(3)について記述を修正いたしました。

【一部修正】

○ご指摘を踏まえ、歴史的な風土の保存・活用に係る総合的な取組みに際し、理解、協力、参画が必要な「多様な主体」の例示として、「専門家」を追加いたしました。

おわりに	
主な御意見	見解・対応等
(特段のご意見なし)	

3. 小委員会報告(案)全般に対する感想や、今後の施策展開に関するご意見・ご提言

ご意見数	ご 意 見 の 内 容
98件	【報告(案)に対する賛意や要望に関すること】
	○「現在もなお生活の場であることに鑑み、今後の歴史的な風土の保存・継承にあたっても、それぞれの地域における生活との共
	存の視点が重要である。」との考え方に賛意を表します。
	○古都保存法の理念とその成果は大いに認めるところである。
	○今回の「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告」についての必要性、状況課題、理念の全国展開について私の目指してい
	る、まちづくりの方向性と一致いたしますので今後とも機会があれば関わりを持っていきたいと考えます。
	○古都保存法施行40周年の本年、全国の「歴史都市」を対象としてその理念の全国展開を図ることは、我が国の特質に合致し、
	またこれからの国の在り方を考える上からも意義のあることで、大いに推進すべきことと考えます。
	○近年、全国各地で行われている歴史的風土や歴史的遺産の保存活用に対し、今回のこの小委員会報告(案)は非常にタイムリー
	であり、問題点の洗い出しや今後の展開を明確化することによって、その方向性が示されるものと考える。
	○古都保存は「古都」のみであった時代から、「国民共有の資産」として全国の歴史的風土を視野に入れ、さらに、「日常生活の営
	みの中での継承に具現・形成」と位置づけたことを評価したい。
	○「歴史的な風土」という切り口は、古都に限らず、結構政策的ニーズが高いと考えられ、全国的な展開をしていくという方向性
	は非常に良いことではないか。
	○対象を拡大する方向性を打ち出すことにより、新たな歴史的な風土の発掘につながる可能性があるとともに、国民により身近な
	存在になることから、歴史的な風土の保存に対する意識も深まるのではないか。
	○全体を一読し、納得できる内容である。
	○結論から言えば、「古都保存行政の理念の全国展開」には大いに賛成する。
	○今後の歴史的風土保存や国土の特色ある地域景観継承の上からも極めて重要で、適切な方向だと思う。
	○古都保存措置法の理念とその成果は、大いに認めるところである。この、空間の一体的保存(都市の保存)という考え方は、実
	は、長い時間を掛けて蓄積、形成されて来たあらゆる情報(知識)の保存ともいえ、我が国形成の重要拠点である古都保存法対
	象都市ならずとも広く全国において展開すべき考え方であろう。
	○古都保存行政の理念の全国的に展開し、日本国の歴史と伝統を後世に継承することは非常に重要であり、国民が誇りとする国づ
	くりに欠かせない施策である。
	○日本の歴史的風土全体に対する国民の認識を深め、誇りとなる国づくりを進めていくための重要な施策になると思いますので、
	ぜひ積極的な展開を図られますようお願いします。
	○京都や奈良へ行かなくても自分達の住む町の歴史を身近にみることができ、次の世代に継承できることが何よりも大切だと考え
	るので小委員会報告のとおり、4都市圏域だけでなく全国的な制度として法制化されることを切に望む。

- ○まちづくりの基本は、豊かな地域資産と自然環境に囲まれた中で、安心して子供を育てる事が出来、また安心して人生の最後を送ることが出来るまちにすることだと思う。歴史的風土を活かしたまちづくりをすることで、あたらしい暮らしがはじまるのではないか、と期待したい。
- ○「国として保存・継承する方策を、法制面、事業面、税制面から検討すべき」については、地域経済が疲弊し「観光が主要産業である」と言わざるを得ない一地方都市の観光振興を担う者として、大いに期待するものであり、国の積極的な支援策の構築を切望する。
- ○失われるのが百年ならば、百年頑張れば復興できるはずです。私どもが生きている間には見ることができなくても、ぜひとも外国人が賞賛したかつての美しい日本の町並みを取り戻したいものです。全国展開される「古都保存」はそのようなものであって欲しいと念願しております。
- ○国において、「歴史的資源を活かしたまちづくり」に関する提言をまとめられ、政策として推進する方向を打ち出されたことは時機を得たものであり、大変ありがたく、また評価するものです。本報告が世論を喚起し、また適切な施策として実現していくことを強く期待するものです。
- ○理念の具体化の過程で実現化が図られることを期待したい。
- ○日本各地で美しい歴史的風土を守り育ててきた市民や自治体の志を継承していくためにも、古都指定都市の拡大が望まれる。
- 《地域の特性や社会的な状況に配意しつつ、まちづくりに関わる関連法制度や事業が歴史的な風土の保存・活用を軸として積極的かつ有機的に活用されるよう、発想を転換する必要がある。》その通りであり、ぜひ積極的に全国展開してほしい。
- ○国としての別府のような近代リゾート温泉都市のまちづくりに対しても積極的な支援をして欲しい。我が国の国民共有の資産である歴史的風土である、つまり日本遺産であると見なされ、認定されることは、別府の市民にとって誇りとなり、まちづくりの大きな支えとなることは間違いない。
- ○報告書中、3·(1)の「保存・活用」を「保存・活用・復興」としていただきたい。残っているものを活用しつつ、かつての美しかった日本の町並みを復興させようという意欲のある地域住民や自治体に夢を与えるような、未来志向を感じさせることを期待する。

【国の役割に期待すること】

- ○市街地における景観の保全・形成についても国が一定の責任を果たすべき。
- ○国民共有の資産と考えられる全国各地の歴史的な風土の保全のための取組みをより一層強化することが必要である。
- ○古都法の対象都市については、その法の趣旨にしたがって、国による一層の主導と支援を行うことのできる新たな措置を講ずる べき。
- ○今回の報告(案)にもあるとおり歴史的・文化的遺産の保存、維持管理には相当の財源が必要であり、個人負担にも限界がある中、相続も含めて市町村を始め都道府県及び国それぞれの役割分担を考え、手厚い補助や援助が図られるべき。
- ○あえて言えば、「歴史的な風土」には、「景観」、「緑」等を上回る公益性があるというロジックから、実務でニーズがあり、かつ 使いやすい規制枠組ができないか。
- ○文化財行政には、観光政策や市民利用等を考える思想が全くないように感じる。「歴史的な風土」の「保全・活用」という高次の 観点から、文化財行政を含めて全体を調整するシステムが欲しい。
- ○本案にあるように、歴史的な風土は、伝統的建造物群保存地区とともに長期的展望の下、国民が共感できる美しさの源として次

世代に継承されるべき国民共有の文化的資産であるから、国としても保存、保全すべく、また、住民にとっても安全、安心で自分の町に誇りが持てるように、法の整備、経常的事業や各種事業の創設、税制の見直し等、最善の措置をとっていただきたい。

- ○古都保存法の一部改正により、対象都市を、歴史的資産を有し、その保存活用を図るべき都市にまで拡大し、古都に対して行われている緑地保全の補助事業を、その拡大した都市にも適用するとともに、その補助事業制度自身の拡充と予算の拡充を図ることが大切ではないか。
- ○歴史的な風土に重要な役割を果たし、各地の祭りが衰退するほど時間の経過とともにその価値を高める、神社を主体とした「昔ながらの祭り」が、人口減や高齢化を乗り越えて復活・保存出来るよう、法制面、資金面での支援を望む。
- ○歴史的な風土の保存・継承には周辺の背景も重要である。伝建地区に近接する周辺の地域についても、不調和な建築物にはある 程度の規制が必要だと感じている。歴史的な風土保存・継承に、法制面での配慮・支援を望む。
- ○海外からの評価も高くなっている現状においては、歴史的風土の保存・継承は、もはや一地方公共団体だけの責任で対応すべき ものではなく、国の責務であるといえる。現在、地方分権推進法により多くの権限と財源が国から地方に移管されようとしてい るが、そういう状況下にあっても、国が適正に関与し責任を持って取り組むべきものはあり、一つが古都に順ずる都市の歴史的 風土の保存・継承であると考える。
- ○ライフスタイルの変化により当時の生活様式と現代の生活様式との違いを改善するため保存を断念する事例も出てきている。この問題点を改善するには、様々な製品の各種メーカーなどが技術向上や新開発製品などに積極的に取り組む必要がある。これには、国としての政策的な補助、指導が必要であると共に、それらをいかにスタンダード化できるかが重要と考える。
- ○国として守るべき「歴史都市」をどう定めるかは重要な問題ですが、一方で地元における保存への強い意志が不可欠なので、国の明確な方針の下に、地方からの申請を受け、審議会の議を経て認定する手続きが望ましい。また、市町村合併が進んでおりますので、一市町村単位で「歴史都市」を指定することが適切か、検討する必要がある。
- ○歴史的風土の永続的な保存利用に向けた総合的なマネジメントの策定を義務付けることや、都市マスタープラン・緑の基本計画にその方針を位置づけること、歴史的風土保存計画の内容の充実を図ること、行政・地権者・地域住民等の連携による持続的な歴史的風土保存活動の推進につながる国の支援策を充実させていくこと、相続対策の充実を図ることなどが必要であると思う。
- ○国では、景観緑三法の制定や、まちづくり交付金制度の創設などをやられているようですが、難しい話だと思いますので、地方 公共団体とか地元の人々とかに分かりやすく伝えていくべきだと思います。
- ○植生の管理を含め適正な樹林管理を行うことは、古都景観の維持に重要なことであり、古都景観を良好に保存する一つの重要な 施策として検討していただきたい。
- ○行政への寄付や市民への公開等を誘導するような税制上等の措置の充実が必要である。特に歴史的・文化的資産は一度失われる と二度と元に戻らないことから、景観緑三法等の活用を前提としつつ、借地公園や市民緑地での相続税の優遇措置の拡充、民設 公園やNPO活動への助成措置の充実などについて国のさらなる支援が望まれる。
- ○ルールを定め住民が主体的な街づくり活動を進める地区(自らが汗をかき、自らに規制をかけて努力する地区)については、行政が技術的、制度的、事業的、財政的にインセンティブを与えることについても、社会的なコンセンサスが得られやすいと思うし、今後の都市行政の重要な課題である「住民参加のまちづくり」にも合致するものと思う。こうした意味からは、現在の制度ではカバーしにくい、市民の主体的なまちづくり活動を支援するための財政支援措置についても検討いただけると有効かと思う。一過性の補助金制度より、継続的に効く税制や、主体性を活かすための利子補給制度等が良い。
- ○実際に歴史的な街並の保存を考えていく際に、一番困るのは歴史的な建造物を所有されている方の意向が見えないことである。

対策を講ずる間もなく駐車場やマンションに変わってしまう例が少なくない。また町家を活用した住宅や飲食店等の需要があるにもかかわらず、建築物所有者とこれらのニーズ保有者をつなぐ仕組みがないために活用が進んでいないのが現状である。木造建築物の大半は耐震強度が不足している等の問題がある一方で、外観を保ったまま耐震補強をする手法等に関する情報を入手することも困難で、こうした技術の確立や収集は市町村レベルではほとんど不可能である。国による歴史的な木造建造物等の活用のための情報の収集・提供と、それらの情報を所有者に提供し、所有者の意向の誘導を進めていくための具体的なシステムの必要性を痛感している。

- ○「公共マインドを有する民間」などの「公共性」の評価や認可などの社会的規制を行う監視機構(歴史資産などの評価指導委員会)の設置を提案する。
- ○多くの歴史的風土を持つ多くの自治体は、お金がないため、財団・企業が資金提供し、参画する方法等を考えていただきたい。
- ○保存が望まれている建物を所有者が手放す場合、保存する団体が優先的に買い取ることができ、維持管理ができるような制度とする。
- ○既存の制度での可能性を十分に精査する必要がある。その上で、国としては、古都保存としての重要性に応じた財政的支援を行うことが望まれる。
- ○現在の古都保存の範囲を拡げて行く場合、国家的に重要な資源として位置づけるなど、今まで以上の国の支援の在り方も検討すべき。
- ○歴史的風土の保全をきめ細やかに対応するために、新たな制度を導入することは現場で混乱を招くのではないかと心配する。平成16年に制定された「景観法」が古都保存(歴史的風土の保全)のための有効な手段となるものと考えられ、まずは、既存の制度での可能性を十分に精査する必要がある。その上で、国としては、古都保存としての重要性に応じた財政的支援を行うことが望まれる。
- ○歴史的風情ある建物は、貴重なものが多くあり保存することが重要であるが、その建物を使用している者にとっては、維持管理 のために相当な負担を強いられているのが実体である。そのため、国は合理的で有効な保存方法の研究開発を行い、保存(修繕) に必要な経費について重点的な助成を行う必要がある。
- ○古都保存行政の対象の拡大により、現行法で指定されている古都に対する支援が薄まり、結果として「奇跡」と言われるほどぎりぎりのところで保存されている、現在の古都における歴史的風土を失うことにならないようお願いします。
- ○維持管理に必要な労力や費用の一部を住民(所有者・管理者)に対して支援する仕組みをつくる。

【具体的な施策の展開方法に関すること】

- ○鎌倉市では、旧市街地からの眺望の対象となる丘陵地が保存の対象となっているが、歴史的風土としての一定のまとまりを有する緑地全体が対象となるよう保存区域の拡大を図るべき。
- ○古都保存法は、京都など「歴史的価値のある町並み」の保存でしたが、各県における歴史的な建築など地域の文化として保存していく必要があると思います。
- ○景観緑三法の次のものとして「地方の歴史ある町並みの保存」を古都保存法、景観法、都市計画法、文化財保護法などの総括的な保護法の制定(保存三法とか)が必要と考える。地方の歴史的町並みは国の文化であり、国としての保存、規制が必要。
- ○本小委員会の未来に向けて貴重な発意が実現し、有効に働くためには、その「母たる法」である都市計画法が、国全土の環境を 保全すると言う精神の下に新しく組み直される必要がある。

- ○現行諸制度の活用はしているが、その効力に物足りなさを感じているのが実情である。それは、やはりこれらが歴史的風土の保存・継承を目的としたものでないことが一つの原因ではないかと考える。
- ○古都保存法の枠組みが都市計画制度を基礎としていることについて、田園地域等にあっては、その枠組みを越えることはできないか。
- ○地域の地名の保存についても風土の保存については欠くことのできないファクターの一つ。行政上の町会単位とは別に、その地域の歴史を物語る地名の継承の視点が、過去から現在そして後世まで、その風土を継承する広い視点の一部として、今後ますます求められるのではないかと考えております。
- ○「歴史的な風土」を形成する伝統的住宅を現代生活に適したように再生・改造し、そこに若い世代を呼び戻し、より長く歴史的 価値のある優れた環境の中でより多くの住民が住めるようにしなければならない。
- ○景観同様、「歴史的な風土」も、何を尊重し、価値付けるかを客観的に確定できる基礎資料が必要である。現状の網羅的な景観リスト、目録がまず必要。この資料を解読、評価して、価値付け対象を選ぶ。結果が住民に対して説得力を持つためには、歴史的な知識や伝統、伝承などへの思い入れが必要である。いわば「地元のロマン」で、その周りに住民の夢が結晶できる。
- ○理念の具体化の過程で実現化が図られていることを期待することとして、海外からの観光客を夢中にさせる古都を提案したい。 何のための古都保存かというインパクト、理念のサブタイトルでのアピールがあれば、古都保存はより強い印象が持てるのでは ないか。これが日本だという広がりのスポットを、田舎町にでも保存するような観光のあり方もあるかと思う。
- ○古都保存法により保全していく地区とその外縁部を構成する市街地部との間に、段階的に歴史的風土を市街地部に滲み出させるような緩衝帯があると、都市における歴史的風土の保全が都市の発展と調和した形で進むのではないかと考える次第です。もちろん、景観法や様々な都市計画制度を活用するなかで検討すべき事項でもあるかもしれませんが、古都以外の優れた歴史的風土を有する歴史都市という概念のもとに新たな展開を進められるのであれば、古都保存施策においても新たな考え方として位置づけ、多角的な施策展開により都市における歴史的風土の保全を進めることも、今後の美しい風土形成にあたっては必要かと存じます。
- ○風土を支える歴史的遺産の周辺に広がる山林等の緑地の保全と適切な維持管理が重要であると思う。
- ○都道府県、市町村には「景観計画士」を必ず配置させるのはどうか。
- ○市町村の区域を越えるような、たとえば歴史街道(旧街道)を中心とした帯状の区域を対象とするようにしてほしい。
- ○歴史的価値を分かりやすく評価できるシステムの開発が望まれる。
- ○平坦な市街地等にあっては、保存の対象となる「歴史的な風土」が、周囲の自然的環境が乏しくても具現していると認められる場合があるのではないか。
- ○古都と古都以外の都市における歴史的風土の保存については、歴史都市の概念を明確にし、より良い地域づくり、まちづくりのために、歴史都市とは何か、またそれはどう在るべきか等、古都とは別に枠組みを考えたほうが良い。
- ○都市計画や文化財保護等に基づく「規制」による保存・活用は、実際に市町村行政に携わる者の現場感覚から申し上げて、歴史的な街並の保存に適した手法とは思えません。例えば、町家に現に住まわれている方の多数は、歴史的風情のある街並の保存や今住んでいる町屋を保存することの意義を十分に認識され、また相当の自己負担をしてでも実際にその保存に取り組んでおられるのですが、自分の孫子にまで自分の価値観(ないし義務感)を押しつけたくない、負担をかけたくない、との思いから、現状維持のための規制には強硬な拒絶反応を示されることが多く、また現にご本人(並びにそのご子孫)が生活する場でもあることから、ご本人の意向を無視してまで規制をかけることは行政として適切ではないように感じます。例えば景観法の景観協議会の

ように、地域住民や商業活動団体、観光団体、行政が同一の立場で同一のテーブルにつき、一定のルールについて合意(当然ながら合意が有れば随時変更が可能)した場合には、そのルールが相応の規制力を有するような仕組みが適切ではないでしょうか。また、こうしたルールを定め住民が主体的な街づくり活動を進める地区(自らが汗をかき、自らに規制をかけて努力する地区)については、行政が技術的、制度的、事業的、財政的にインセンティブを与えることについても、社会的なコンセンサスが得られやすいと思いますし、今後の都市行政の重要な課題である「住民参加のまちづくり」にも合致するものと存じます。

- ○多くの歴史遺産が地下遺構となって、その上に住民が生活している町などのマスタープランは困難を伴う。都市計画提案制度の活用に、「税制や財政」の支援制度の導入や計画段階からの「住民参加=PI」の明確化を提案する。
- ○日本の家並みの貧しさを古都からの裾野の広い滲み出しで覆い尽くすことはできないのだろうか。
- ○「古都」という言葉は、語感的に相当限定されたイメージ。「保存」という言葉も普通の都市では多少アレルギーがあるかもしれない。
- ○歴史的資産の復元は、原型を残している歴史的資産の復元は意味があると思うが、イミテーションの新築には違和感を覚える。 歴史的資産は古い事に価値があるのであって、新しい巨大な建造物による景観の変更は、先代から引き継がれた記憶の伝承と相容れない。

【普及・啓発や教育に関すること】

- ○空間の一体保存(都市の保存)という考え方は、実は、長い時間を掛けて蓄積、形成されて来たあらゆる情報(知識)の保存ともいえ、わが国形成の重点拠点である古都保存法対象都市ならずとも広く全国において展開すべき考え方であろう。
- ○歴史的風土は我々の生活する身近な場所に存在する必要があり、それを保存・継承する考え方を定着させる教育の必要性、継承する技術の伝承など様々な課題があることを末端行政に携わる者として実感している。当小委員会報告の全般について賛同する。
- ○環境教育に時間がかかってきたように歴史的風土や景観の保存に関する教育に時間をかけ、住民意識を変えていく必要性を強く 感じる。
- ○歴史的遺産の保存や活用をしたまちづくりを進めるには、その位置付けや啓発は非常に重要なことと考える。
- ○所有者の負担を軽減するようなしくみは、今後必要不可欠な課題であると感じている。自らが有する資産の価値を再認識しても らえるような活動も重要であると考えている。
- ○望むべきは、観光で売りながら古都らしさを残して住んでいい町となること。そのためには、住んでいる人々の古都のイメージの明確化が必要。行政施策は、そういったイメージの明確化の過程に力を注ぐべき。
- ○自然環境の保全、古都景観の維持には、市民との協働が不可欠であり、最大の力となるのは市民の意識である。全国展開にあたっては、市民(国民)の意識改革を視点に入れたものとすることを切望する。
- ○まちづくり交付金、景観の調整費、都市再生の調整費等既存の枠の中で、歴史的風土保全型の使い方が可能である旨を広く知らしめ、PRできるように、そして具体的な例が積み重なることにより、言及していくようにすることが大事かと思います。
- ○古都保存行政の理念の全国展開を目指すに当たって一番重要だと思うことは、「国と地方公共団体と地元の人々などが十分に各々の役割を果たして、十分に連携をしていくこと。」だと思う。
- ○今後適正な歴史的風土の保存のビジョンを明確にし、関係法令との連携のもとまちづくりを行わねばならない。特に市街地部においての古都保存の理念を十分検討し、具体的に国民に示すことも必要である。
- ○地元の人々は、自分が住んでいる町は好きだと思いますし、自分の町を良くすることや、有名にさせることであれば、頑張ると

思います。

- ○都市計画手法についても、地域地区のような細かな規制の上位に、より広い範囲の土地利用の方向性を示す、ゾーニングの概念を取り入れてはどうか。そのゾーニングの類型のひとつとして歴史・文化ゾーンを設定することで、市民にも分かりやすく理解が得られやすいとともに、面的な広がりが期待できるのではないか。
- ○いわゆる古都の理念がこれまで以上に広くとらえられていることに敬意を表す。地域住民が自ら住む地域に誇りと愛着をもち、保存活用への理解が進展するとともに、地域外の市民のコンセンサスも得られるよう、古都の指定や文化財指定だけでなく、日本にあるさまざまな「歴史的な風土」を、国が認知認定するような支援も必要ではないかと思う。たとえば、「日本の歴史のまち認定」、「歴史のまち指定都市」、「歴史遺産登録」など、特別な財政支援や規制措置などなくても、国の権威ある認知があれば、市民の誇りや愛着を促し、広くPRも可能になり歴史遺産全体の活性化にもつながると思う。
- ○全体をアピールする、キャッチコピーやロゴが欲しい。
- ○国民一人ひとりが古都保存の意義を知る為の、啓蒙活動が必要と考えます。その啓蒙手法には、子供たちの教育の中でどのように理解させるのか、また大人の一般の方々にどのように分かりやすく知らせるかを具体的に明記して実践することが不可欠と思います。また、居住地の身近なところに素晴らしい、歴史的な風土や街並みがあることは、意外と認識されていないケースが多いように感じる。しかし、このような地域での古都等の認識が大変重要と思います。古都保存法は景観法と同様、国民の理解を深めることにも力を入れて、足固めをしっかり行い、あわてずに法制度整備と平行して重要性の認識を高めることが大切と考えます。
- ○地方公共団体は、補助金を出したりして、古い町並みなどを保存していく重要性などを地元の人々に伝えてやる気を起こさせるようなことをやっていくべきだと思います。
- ○歴史的な風土の価値を住民が意識できるようにする仕組みをつくる。

【地方の実情に関すること】

- ○歴史的風土を保存・継承することは地方分権時代のシティー・アイデンティティー確立に重要な施策であり、当市は積極的に取り組んでいきたいと考えている。
- ○風土とは、その土地の状態や、そこで生活する人間の慣習や文化に影響を及ぼす土地の地味・気候・地勢であり、構造物などの 目に見えるものが無い場合についても、当然歴史性を含んでいるものと思う。地方都市が歴史的風土の保存・活用・継続を推進 して行けば、地域の個性がはっきりし、地域住民が本当の意味で豊かな生活を営むことができる、美しい地域が造れることと思 う。
- ○萩市は、市民を巻き込んだガヴァナンスをすでに実施している希な事例といえる。
- ○歴史的な町並みを次世代に継承するため、所有者や行政による日々の管理が行われているが、これには多くの困難がある。防災面(特に耐震の手法とその評価)、労力や管理費であるが、その中でも修繕に経常的な多額の費用を要し、これを補助する自治体も財政状況が大変厳しい。
- ○保存・継承の必要性が一層高まっていることを痛感しつつも、それが著しく困難であることに苦悩している。
- ○全国あるいは世界に自慢できる萩の姿が、その価値を知らない一部の萩の人々や議会なり一部の行政マン達により保存伝承する 責任感が見えない。市長一人や極一部のスタッフの苦労では限界がある。
- ○私は、登録有形文化財として登録されている建造物(聴潮閣の母屋と洋館)を保存維持しています。このような建物は、ただ保

存維持しているだけではなく、活用してこそ意義があると思っており、この17年余りを試行錯誤を繰り返しながら公開しております。但し、固定資産税、維持管理費などで、個人では維持し続けることは困難を極めており、間もなく閉館も考えております。別府市には当館のみならず、近代建築がいくつかあり、みなさま税金その他維持費に悩んでいられます。私は財産が失われそうになった時、耐えられず、保存運動を展開いたしましたが、個人所有の建物の保存は殆ど不可能に近いと今は自ら実感しております。しかしながら、この地こそ、これらの建物は残して活用すべきです。